

奥山の杜クリーンセンター設置計画 第六回 見解書説明会



平成28年9月3日(土)

株式会社ミダック

次第

1. 開催挨拶(主旨・進行等の説明)
2. 出席者紹介
3. 業者 挨拶
4. 浜松市環境部 挨拶
5. 意見書に対する当社見解書についての説明 及び 質疑応答
 - 第一部「環境(交通・水)」について
 - 第二部「地すべり関係」について
 - 第三部「断層・地震に対する安全性」について
 - 第四部「環境保全協定」について
6. 閉会挨拶

●「第六回見解書説明会」について

今回の説明会は、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」第17条に基づく、浜松市長の「**あっせん**」の下に開催されています。

この「あっせん」とは、当社と皆様との合意形成について、浜松市長が調整を行う手続きであり、「**環境保全協定**」を締結することを目的とします。

このたび当社が、浜松市に対して「あっせん」の申請をしたのは、

- ・断層・地すべりについては、既に詳細な調査を実施。浜松市に報告書を提出し、「妥当」と評価をされ、これについてこれまで説明を尽くしてきた。
- ・しかし、一部の方が依然危険であると主張され、議論が地質学的・工学的に深く専門的になり過ぎ、一般の皆様を置き去りにしている状態。

⇒かかる紛争は、自主的解決ができない状態と判断し「あっせん」を申請。

浜松市も、これを解決するため「あっせん」を決定。

⇒「あっせん」の趣旨に則り、**広く一般の皆様の御理解を頂くために、生活環境保全にかかわる御心配事を中心に説明致します。**

第一部

「環境(交通・水)」について

テーマ1:「交通安全」に向けた取り組み

テーマ2:「水」の環境を守るために

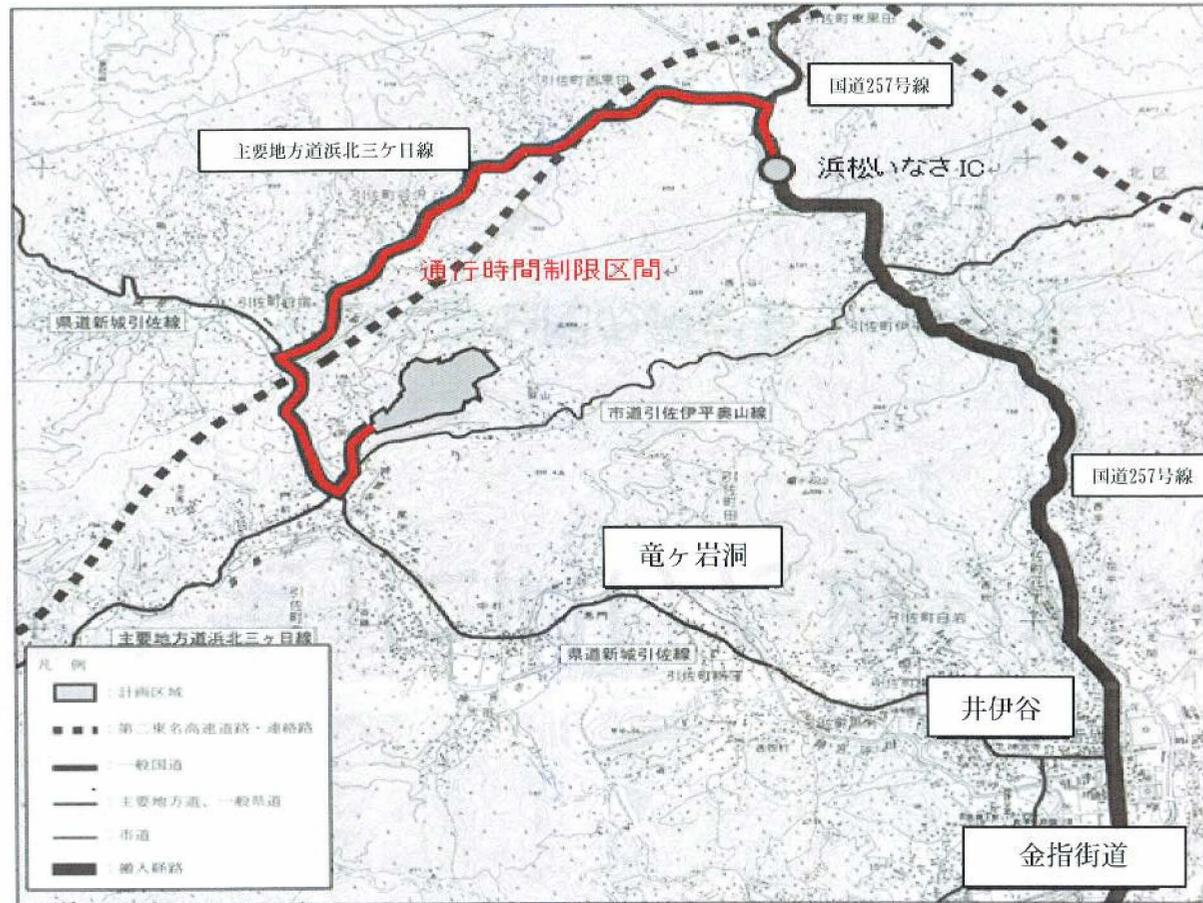
テーマ1

「交通安全」に向けた取り組み

…多くの親御様から、御心配の声が寄せられました。

交通安全への施策

【搬入経路の設定】



・「井伊谷から竜ヶ岩洞までの区間は、廃棄物等の運搬車輛は通行しません。」

交通安全への施策

- ・学童の通学路を外す搬入ルートを設定します。
- ・通行時間制限区域の運搬車輛の交通は、8:00～18:00に限定。
- ・通行時間制限区域は朝の通学時間帯(7:10～8:00)は、通行させません。
- ・下校時には、必要に応じ自主パトロールを実施します。
- ・徹底した安全運転教育を実施します。
 - ・事前に事故発生が予見される危険箇所を周知する
 - ・通学路利用時間帯を周知する
 - ・車輛異常時における対処方法と連絡体制を周知する
 - ・道路交通法にかかわる車輛運転者教育の徹底
 - ・制限速度の厳守(集落付近では特に低速運転を周知する)
 - ・健康管理を徹底させ、安全運転を図る
- ・違反した場合の強い罰則規定(取引停止・出入禁止等)などを設けます。

⇒こうした施策により、**交通事故は起こしません。**
ご安心下さい。

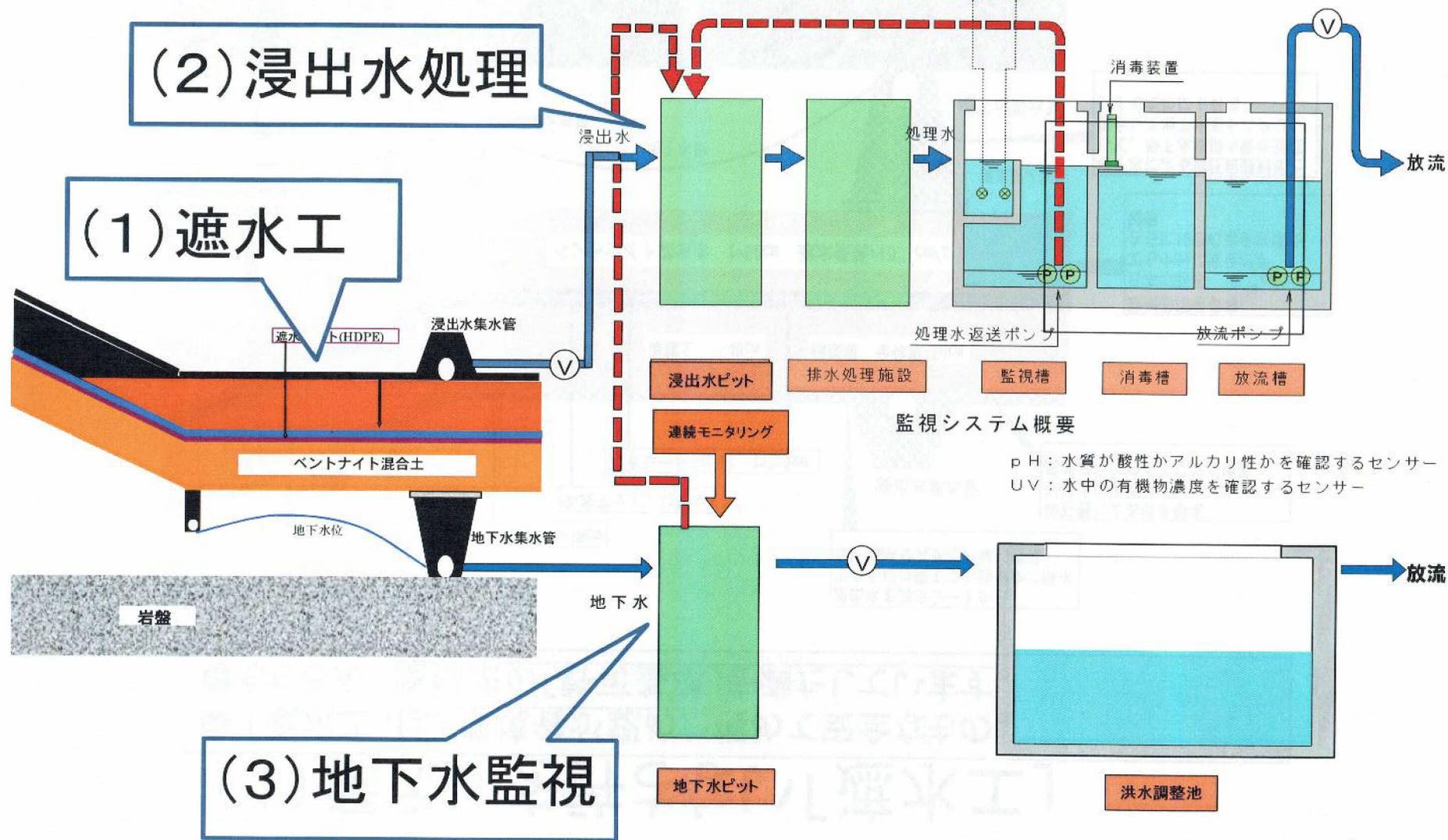
テーマ2

「水」の環境を守るための

- (1) 漏えいを許さない「遮水工」
- (2) 海・川を汚染しない「浸出水処理施設」
- (3) 地下水保全のための「地下水監視システム」

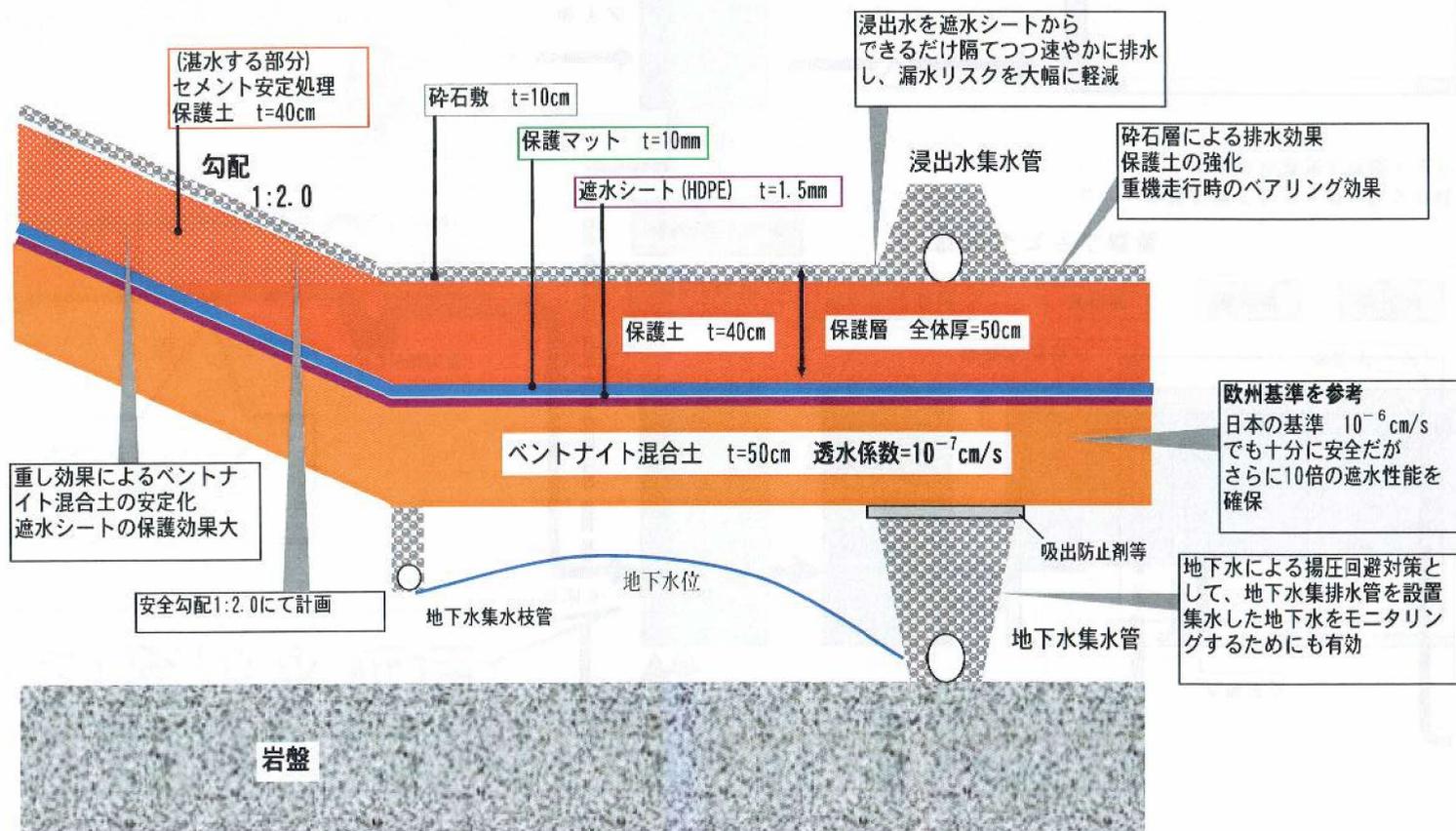
…一般の住民様から多くの御心配の声を頂きました。

添付資料：一-2-(0)
【遮水工・浸出水処理・地下水監視】



(1) 漏えいを許さない「遮水工」

- 「遮水工」は、環境省が認めた極めて安全なもの。
- もちろん、廃掃法の「許可基準」を満たしています。



(1) 漏えいを許さない「遮水工」

●HDPE(高密度ポリエチレンシート)

- ・耐化学物性で非常に安定的で強靱。
- ・引張性能 「伸び率560%以上」、「引張強度350N/cm以上」。
- ・保護土で、劣化要因である紫外線からも守られるので、その機能はほぼ恒久的。

●ベントナイト混合土

HDPEシートをバックアップする。

(1) 万全の「遮水機能」

- ・厚さ50cm、透水係数 10^{-7} cm/s以下。これは「**環境省の基準**」の**10倍の性能と安全性**。
- ・そもそも浸出水は内部貯留させずに、速やかに集排水させる構造。

HDPEが破損しても「**現実的の生じ得る水頭差の範囲であれば、粘土層は実質上不透性とみなせる**」
(農業土木学会論文集No238)

- ・天然無機鉱物で、永久に劣化・変質せず、総合的に見て遮水性能は恒久的
- ・塑性(そせい)変形や自己修復性という優れた特性
「塑性変形」とは遮水性能を保ったまま変形に追従できること。

「自己修復性」とは粘土の持つ特性により亀裂、穿孔が自然に塞がる能力のこと。

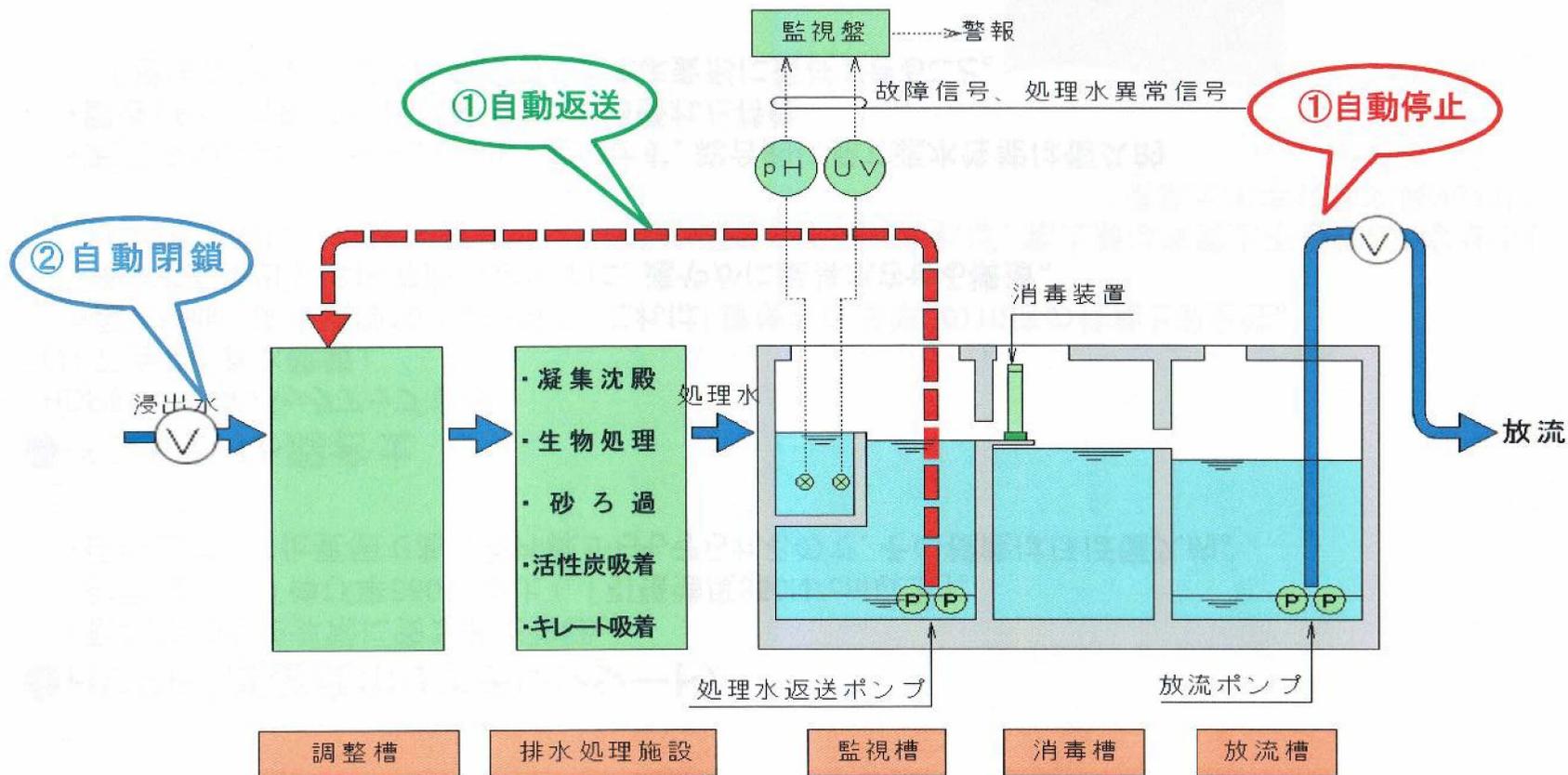
(2) 「重金属等の吸着機能」

- ・色々な物質を吸着しやすい特性を持つ。
銅、亜鉛、鉛、クロム、カドミウム、砒素、水銀、アンモニウム、セシウム、ストロンチウム、コバルト、ウラン、ポリビニルアルコール、ポリエチレングリコールについて吸着する旨の報告があります。
- ・「**重金属等の吸着機能**」は、「**遮水機能**」を補完する。



(2) 海・川を汚染しない「浸出水処理施設」

- バックアップやフェイルソフトの考え方を導入し、「二重三重の安全」に配慮
- 処理排水は、廃掃法の「許可基準」を満たし、更に厳しい「環境基準」にも適合



監視システム概要

pH：水質が酸性かアルカリ性かを確認するセンサー
UV：水中の有機物濃度を確認するセンサー

(2) 海・川を汚染しない「浸出水処理施設」

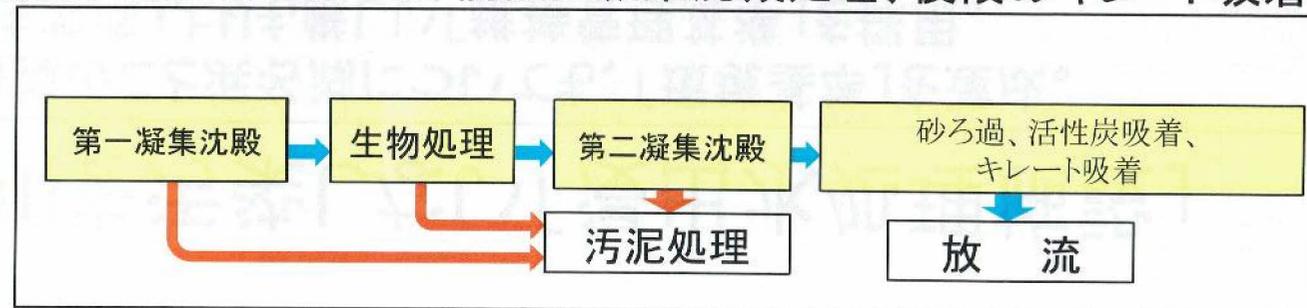
●バックアップやフェイルソフトの考え方を導入し、「二重三重の安全」に配慮。

監視層に置いたUV及びpHのセンサーによる常時監視に異常があった場合

- ①処理水の放流は自動で停止され、流量調整槽へ自動的に返送されます。
そして、異常の原因を究明・解決し、処理水が正常であることを確認できるまで、放流は再開しません。
- ②処分場からの緊急用のゲートバルブを自動閉鎖されます。
処理施設へのルートを一時的に遮断し、処理に十分な時間的余裕を持たせます。

なお、

- ・そもそも、本計画施設で受け入れる廃棄物は法で定められた規定の濃度以下のもの。
浸出水に含まれる重金属類は検出されないか、検出されても極めて低濃度。
- ・仮に検出される濃度であったとしても、前段の凝集沈殿処理、後段のキレート吸着塔で確実に除去。



(2) 海・川を汚染しない「浸出水処理施設」

- 河川下流は勿論のこと浜名湖についても、「環境基準」を達成。
- 一部項目は「法基準」よりも厳しい「維持管理基準」を採用。

・水質は、国が定めた「人の健康の保護に関する環境基準」を全て満たします。

「環境基準」とは、「人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準」その流域の水をヒトが生涯を通じて直接摂取しても健康に影響はないということです。

⇒従って、

- ・水質や生物相に影響はなく、河川や海の汚染の心配はありません。
- ・水稻を対象とした農業用水基準も守りますので、農業への影響もありません。

<表：維持管理基準>

項目	(mg/l)
ほう素及びその化合物	10以下
ふっ素及びその化合物	8以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	50以下
水素イオン濃度(pH)	6.0～8.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	平均15最大20以下
化学的酸素要求量(COD)	平均15最大20以下
浮遊物質(SS)	10以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30以下
フェノール類含有量	5以下
銅含有量	0.25以下
亜鉛含有量	0.25以下
溶解性鉄含有量	10以下
溶解性マンガン含有量	10以下
クロム含有量	2以下
大腸菌群数(個/cm ³)	3000個/cm ³ 以下
窒素含有量	平均60最大120
燐含有量	1以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/l)	10pg-TEQ/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	30以下
塩化ビニルモノマー	0.02以下
1,4-ジオキサン	0.5以下

項目	(mg/l)
アルキル水銀化合物	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下
カドミウム及びその化合物	0.03以下
鉛及びその化合物	0.1以下
有機燐化合物	1以下
六価クロム化合物	0.5以下
砒素及びその化合物	0.1以下
シアン化合物	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	0.003未満
トリクロロエチレン	0.1以下
テトラクロロエチレン	0.1以下
ジクロロメタン	0.2以下
四塩化炭素	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下
チウラム	0.06以下
シマジン	0.03以下
チオベンカルブ	0.2以下
ベンゼン	0.1以下
セレン及びその化合物	0.1以下

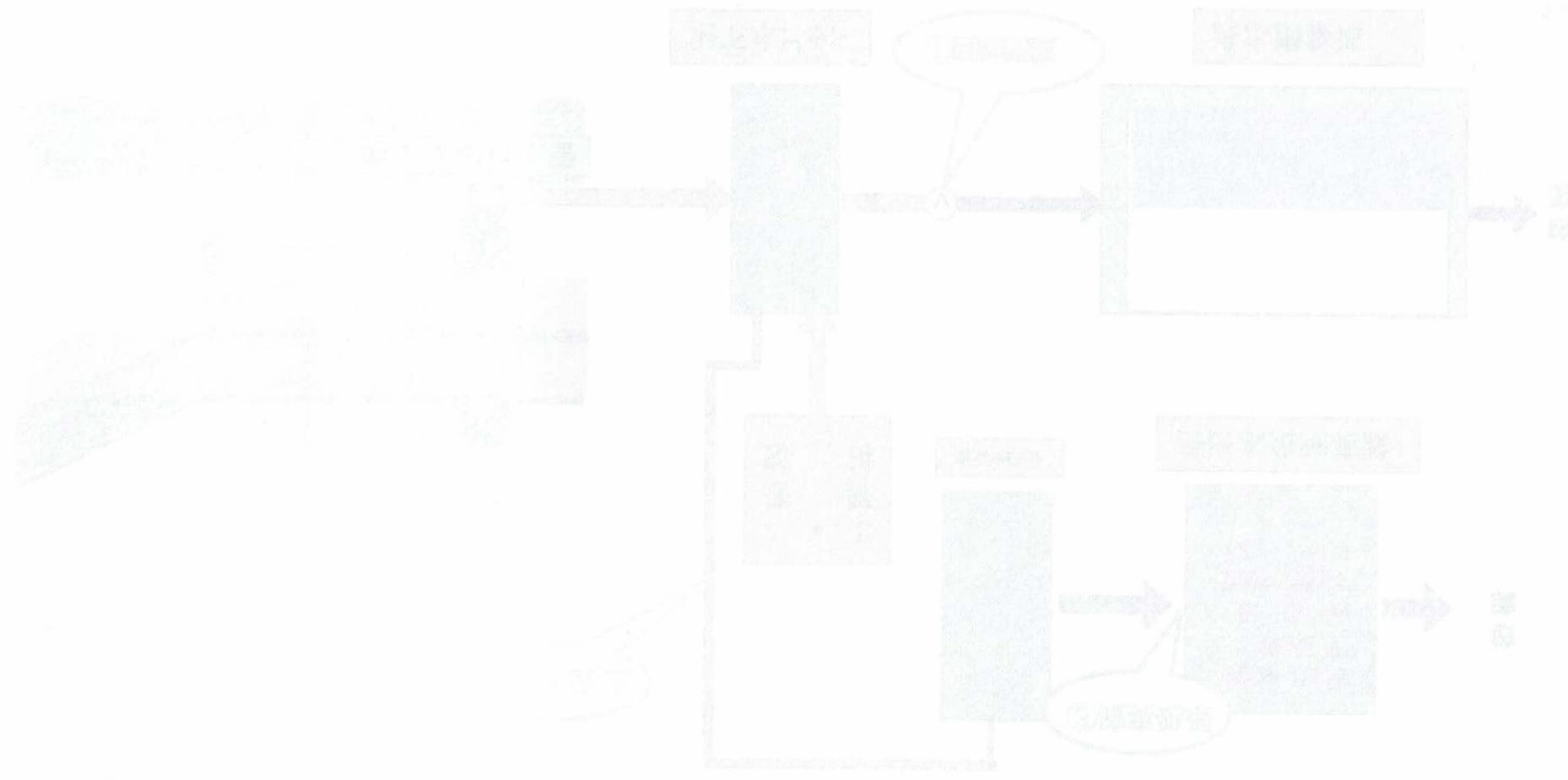
下水処理場の排水処理設備の概要

排水処理場の排水処理設備の概要

合流式排水処理場では、雨水と生活排水が混ざり合って処理される。この場合、雨水は処理能力を低下させるため、雨水貯留タンクを設置し、雨水を貯留して処理能力が低下するのを防ぐ。

また、雨水貯留タンクには、雨水を貯留するためのポンプや、雨水を処理するための設備も設置される。

雨水貯留タンクの設置場所は、雨水が貯留される場所である。この場合、雨水貯留タンクは、雨水が貯留される場所である。

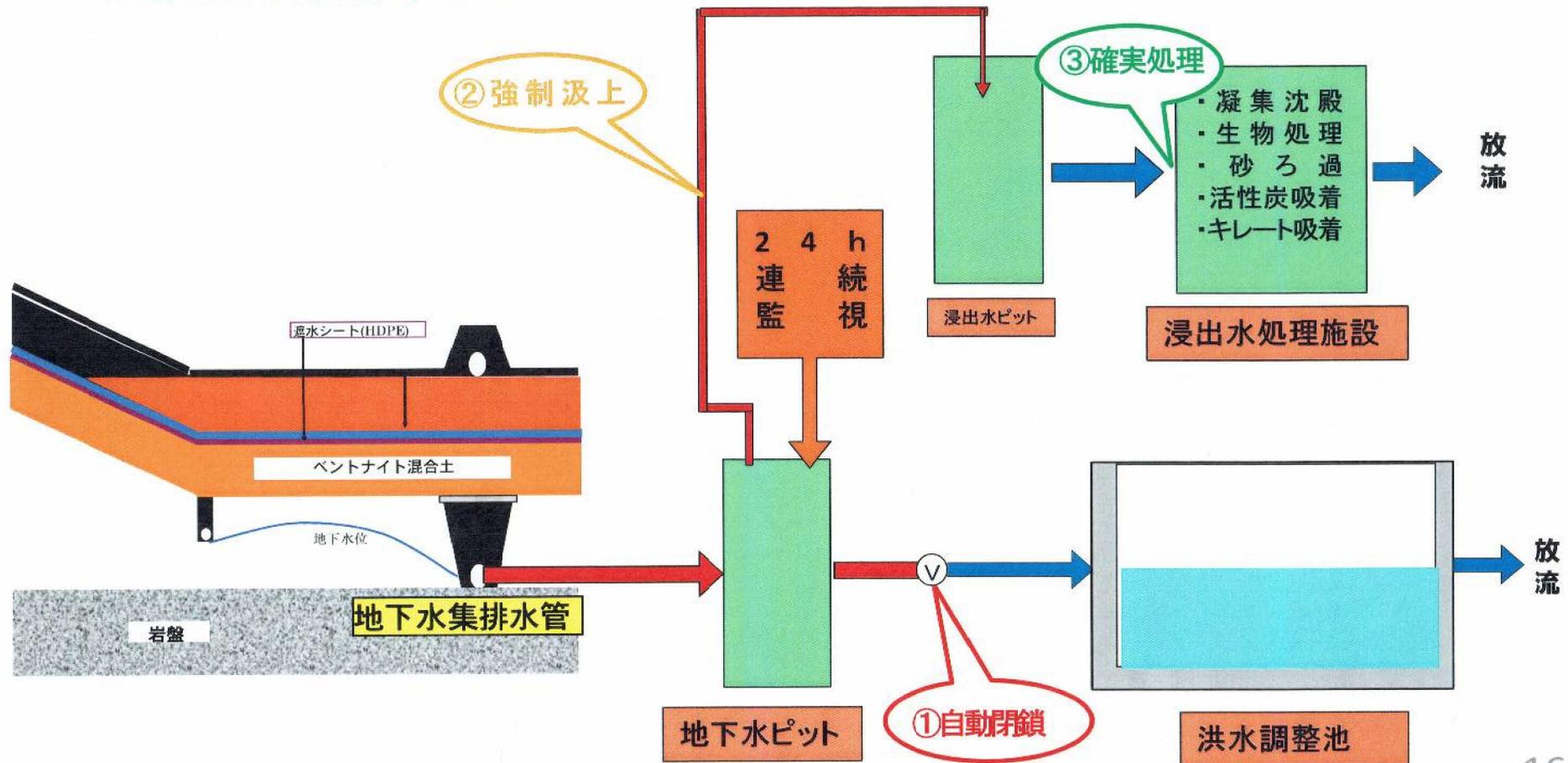


(3) 地下水保全のための「地下水監視システム」

●バックアップやフェイルソフトの考え方を導入し、「二重三重の安全」に配慮

地下水ピットを24h連続監視し、万が一地下水が汚染された場合、

- ①放流を「自動閉鎖」
- ②浸出水処理施設へ「強制汲上」
- ③確実に処理 されます。



(3) 地下水保全のための「地下水監視システム」

- 埋立地下部には、バックアップとして地下水集排水管を設置。
万々が「遮水工を透過する漏水があった場合」でも、地下水はこの地下水集排水管で集水し、地下水ピットに導くため、外部に直接排出されることはありません。
- 地下水ピットは、24時間連続自動測定電気伝導率計によって常に監視。
- 仮に「地下水汚染」の可能性を示す変化があった場合には、
 - ①「洪水調整池」の前段に置いた「地下水ピット」の出口バルブを自動的に閉じ、地下水の「洪水調整池」への流入を停止させ外部に排出させません。
そして、速やかに漏水確認のため地下水質の詳細な水質試験を実施し、漏水が確認された場合には、
 - ②「地下水ピット」から全量の地下水を、浸出水処理施設へ強制的にポンプで汲み上げ
 - ③浸出水と同等の処理 を行うことで安全を確保します。

なお、一部の御懸念のために申し添えれば、

- そもそも、「遮水工」は、強靱なHDPEシートとベントナイト混合土層(環境省基準の10倍の能力)を採用し、遮水性能は万全です。この遮水工により浸出水は漏えいしません。
- ⇒ つまり、施設側の「遮水工」や「地下水集排水管」だけで、外部へは一切漏えいしない構造としています。
地盤が難透水層であることは、安心材料ではありますが、あくまで保険的なものでしかありませんし、
地盤に依存して地下水汚染に対する安全を確保しているわけではありません。

●「水」の環境を守るための

- (1) 漏えいを許さない「遮水工」
- (2) 海・川を汚染しない「浸出水処理施設」
- (3) 地下水保全のための「地下水監視システム」

⇒これら複合システムによって、海・川や地下水など全ての「水」の環境は、**必ず守られます。**
ご安心下さい。

第二部

「地すべり関係」について

テーマ1: 「盛土風の積土」設置の経緯

テーマ2: 「地すべり」に関する当社認識

テーマ3: 「アンカー打設線と主測線の関係」

説明の前に【地すべりの安全性に関する総括】

環境アセス調査時(2009年～2010年)

- ・「地すべりの恐れ」として認識。
- ・2010年9月に提出した「事業計画書」には、その確認のため「今後、詳細な調査」を実施し、その結果を踏まえ「地すべり対策工法を確定していく」ことを明示。

詳細調査実施(2013年春～秋 6ヵ月)

- ・詳細調査を実施した結果、現実には「地すべり変動」を示す兆候などはなかった。

対策工設計(2013年秋～)

- ・しかしながら、皆様の安心のため、当社として最大限の安全をめざし万全の「対策工」を施工することと致しました。

浜松市による確認(2014年12月)

- ・浜松市調整委員によって、詳細調査結果及び対策工設計について「妥当」との判断を頂いております。

※ 従って、絶対に「地すべり」は発生しません。起こしません。
100%大丈夫です。 ご安心下さい。

テーマ1

「盛土風の積土」設置の経緯

添付資料：二-1-(写真)

『盛土風の積土』写真



●「盛土風の積土」の設置に、当社は全く関与していません。

～これまでのやりとり～

【第四回見解書説明会席上】

「この『盛土風の積土』はミダックが押え盛土とするために、三嶽鉱山(有)にだまって持ち込み設置したものだ。」と、小野寺氏が主張。

⇒当社は**その設置に一切関与していない旨**明言。条例や刑法に触れることがあると主張されるのであれば、**刑事告発されてもかまわないとまで断言。**

【第五回意見書見解書】

「この『盛土風の積土』を地すべり押え盛土に利用しているので、無断の先行工事にあたる」とか、「**押え盛土としては不十分だ。**」などと、X氏が指摘。

⇒改めて、当社は**その設置に一切関与していない旨**説明したうえで、その設置経緯等については、三嶽鉱山(有)に聞きとり「**商品としての出荷基準を満たさないものを積んだもので、押え盛土の目的ではない**」旨を回答。また、それに依存せず地すべり対策工は設計されており、問題は**無い旨**を説明。

【第六回意見書見解書】

「この『盛土風の積土』はミダックが設置したもので、第五回見解書の回答は『**虚偽**』である」とか、「水みちの確保の過程に『**矛盾**』がある。」などと、X氏が依然として指摘。

⇒もう一度、「盛土風の積土」の設置について、**当社の関与がないこと**を明確にしています。また、第五回見解書回答は、三嶽鉱山(有)に聞きとりした範囲でそのまま代弁したのであり、**当然嘘や虚偽などはないこと**を明言。

～三嶽鉱山(有)社長 申述書～

株式会社ミダック 御中

平成 28 年 4 月 1 日

三嶽鉱山有限公司
代表取締役

貴社第五回見解書およびそれに対する住民側意見書を拝見し、当社奥山事業所場内に存在する所謂「盛土風の積土」に関し、当社の見解をお答えします。

・当該「盛土風の積土」を積む作業は、はっきり記憶にありませんが 2011 年頃だったか、当社奥山事業所が自ら行ったものです。従って、貴社とは一切関係はありません。

・当該「盛土風の積土」を積んだ目的は、場内で採った碎石のうち、商品としての基準を満たさず出荷できないものがあり、それを積み置くことでした。押え盛土やその他が目的ではありませんでした。

・積土作業における作業者への指示は、単に積んでおくことを意図したもので、正直なところで積んでおくように程度のものでした。奥の邪魔にならない場所に安全に積んでおくように。程度のものだったかもしません。勿論、一般の安全作業の手順に従った指示はしたはずですので水みちを設けているとは思いますが、先般貴社へ回答説明したように「水みちを確保したのだから、当然斜面と積土は離すようにした」とまでの明確な指示をしたかは曖昧です。その点は、申し訳ありません。

・なお、この「盛土風の積土」は廃棄物にあたるものではありません。

・奥山事業所の所長は高齢であり、記憶や発言には不確かなことが多く、その事で関係各位には誤解を招く発言もあったかもしませんが、そうした事情を鑑み、何卒御勘弁頂きたいと思えます。また、所長は、現在入院しており、対応出来る状況に御座りませんことを御了承ください。

以上

この申述書の趣旨は、

- ・「盛土風の積土」は、三嶽鉱山が置いたもので、ミダックは関係ない こと。
 - ・「盛土風の積土」を置いた目的は、不良品を積み置くため、押え盛土などではない こと。
- ⇒当社の主張に間違いがないことが、確認されています。